

# 平成27年第4回安城市議会定例会請願文書表

平成27年12月2日

番 号	請 願 第 3 号	受理年月日	平成27年11月17日
件 名	自治基本条例検証会議の内容と結果を踏まえ、自治基本条例の改定および自治基本条例逐条解説の改定を求める請願		
提 出 者	森 三 長		
紹介議員	白 山 松 美		
付託委員会	総務企画常任委員会		
要 旨	<p><b>請 願 の 趣 旨</b></p> <p>昨年度に計7回行われた自治基本条例検証会議では、自治基本条例の存在またはその内容に関して肯定的な市民と、反対に自治基本条例の存在や内容に関して不自然さや違法性を指摘する否定・懐疑的な市民とに意見が分かれ、多くの論点で最後まで一致した結論に達することができませんでした。</p> <p>会議を通じて判明した事実として、自治基本条例に肯定的な市民は主にこの条例の制定時に市民や議員として関わった者や、自治基本条例制定後の市民参加やボランティア活動において市から予算の配分や活動支援を受けるなど、自治基本条例によってある種の權益を得ている者であり、彼らは自治基本条例に関して否定的な疑問や意見を言われると、「議会が決めたことだから何もおかしくない、議会を否定するのか」と言って議論を押し返そうとする態度が印象的でした。一方、自治基本条例に否定的・懐疑的な市民は、元々この条例に否定的な市民団体の代表を除けば、検証会議に参加するまで自治基本条例についてほとんど知らなかったものの、検証会議の中で自治基本条例の内容や実態を知って、「この条例の内容は、おかしいのではないか?」、「どうして、こんな条例が必要なのか?」、「いくら議会で議決されたとはいえ、登録制電子メールアンケート結果での認知度が5%以下という、極端に低い認知度しかない条例を市の憲法といい、少数の市民の意見でしかない市民参加の意見を民意として尊重せよなどという条例はあまりに独善的だ、考え方が偏っていて危険なんじゃないか?」という疑問や危機感を抱いた市民でありました。</p> <p>また、検証会議を主催した市の企画政策課は、検証会議の最終回における総括において、「多くの意見があったが、自治基本条例も条例の逐条解説も一字一句変えない」と明言するなど、表向き中立を装いながらも、基本的に自治基本条例を肯定する市民の側に立った会議運営が目立ちました。結局、市は検証会議の結果がどうなるろうとも、自治基本条例に関して改正や変更を行う気は一切無いんだな、という不安と不公正感を私は強く感じました。他の参加者からも、「結局、結論ありきの出来レースじゃないか」という嘆きと失望の発言が出ていました。</p> <p>上記のような状況で行われた自治基本条例検証会議の中で、自治基本条例の第2条、第3条、第10条、第17条、第24条、第25条、第26条などの内容に関して、市民から多くの疑問点や不安な点が指摘されました。</p>		

要

日本という国、愛知県安城市という平和な環境に生きてこられたことに私は感謝をし、自治基本条例の策定に善意で参加された方々の気持ちも尊重すべきものと思います。が、善意は決して押し付けであってはなりません。

世界には様々な善悪の価値観があり、多様性があり、それが争いのもととなることもあるのです。善意は結構ですが、善意を示す際にはそれが誰にとっても善意と解釈される保障はないということが十分に考慮されねばなりません。

誰かの善意や理念を、法的拘束力を有する条例とする。その発想そのものが、人々の多様性や価値観を縛り、ひとつの考え方を強制しようとする傲慢な発想であるということです。そのような傲慢な考えは結局、わずか15名に足らない自治基本条例検証会議の参加者においてすら受入れられないものであることが証明されたのです。自治基本条例による特定政治思想の押し付けは、とても18万人超の安城市住民、そしてそれ以上の人数であるはずの「市民」に受け入れられるものではありません。

旨

善意や理念の発露は、法的拘束力をもたない宣言などにとどめておくことが望ましく、どうしても既存の自治基本条例を残したいというのであれば、条例の中の誤解を生じやすい言葉や表現や定義を改め、特に最高規範性については他の例規を規律するものではないということの明言が必要だと考えます。

以上を本請願の趣旨とし、以下に請願事項を示します。

**請願事項**

- 1 自治基本条例検証会議で示された「安城市自治基本条例改定案」の改定趣旨を反映した自治基本条例の改定を求めます。
- 2 自治基本条例検証会議で示された「安城市自治基本条例改定案」の改定趣旨を反映した自治基本条例逐条解説の改定を行うことを、議会から執行機関に要請していただくことを求めます。

# 平成27年第4回安城市議会定例会請願文書表

平成27年12月2日

番 号	請 願 第 4 号	受理年月日	平成27年11月20日
件 名	「自治基本条例検証会議」において示された「市民の意見」に基づき、自治基本条例の改正または自治基本条例逐条解説の改定を求める請願		
提 出 者	林 大二郎		
紹介議員	白 山 松 美		
付託委員会	総務企画常任委員会		
要 旨	<p><b>請 願 の 趣 旨</b></p> <p>自治基本条例（以下、「本条例」という。）第26条の規定に基づき、平成26年7月15日から平成27年3月18日にかけて計7回開催された市民参加による自治基本条例検証会議（以下、「検証会議」という。）においては、自治基本条例の成立過程や内容およびその意義等に関して活発で有意義な議論が交わされました。</p> <p>この自治基本条例検証会議において、本条例の条文内容と企画政策課作成の自治基本条例逐条解説（以下、「逐条解説」という。）の内容について、意味があやふやであったり不明瞭であったりして誤解や法律違反を招く危険が大きいと多くの検証会議参加者が問題ありと指摘し、合理的に判断して条文や逐条解説の改定が必要であるとした部分が複数確認されました。</p> <p>議会におかれましては、検証会議で示された市民の意見を検討していただき、当該会議において問題が指摘された部分について、議会における本条例改正の実施または執行機関への逐条解説改定の要請を行っていただきますよう要望いたします。</p>		
	<p><b>請 願 事 項</b></p> <p>1 自治基本条例第2条について、検証会議における市民の意見と市の見解を反映させ、自治基本条例が法規として他の条例との上下関係を規律するものではないということが平明に理解できる条文となるように、議会において本条例改正の実施または執行機関への逐条解説改定の要請を行っていただきますよう要望いたします。</p> <p>2 自治基本条例第3条（3）「市民参加」について、検証会議における市民の意見を反映させ、「市民参加」の権利を幅広い「市民」に保障することが、憲法と公職選挙法及び地方自治法に定められている有権者の「参政権（被選挙権、選挙権及び直接請求権のうち有権者にのみ認められるもの）」の侵害をひきおこすことを防ぐため、「市民参加」の意味（参政権ではないこと）や範囲を明確に示す内容の条文となるように、議会において本条例改正の実施または執行機関への逐条解説改定の要請を行っていただきますよう要望いたします。</p>		